

区画整理 ニュース

平成 25 年 3 月 19 日発行

第 27 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

[川西市中央北地区整備事業]

川西市中央北地区 PFI 事業について

川西市中央北地区 PFI 事業の事業者を募集します

川西市は、民間事業者の持つノウハウを活用して、効率的、効果的に中央北地区の土地区画整理事業を推進するため、平成 25 年 1 月 11 日に、川西市中央北地区 PFI 事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」に基づく事業として特定事業に選定しました。

この度、平成 25 年 2 月 26 日に PFI 事業の事業者を選定するための公募型プロポーザルの公告を行いました。

PFI 事業って何？

PFI とは Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の頭文字をとって略したもので、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことです。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI 手法で実施します。

また PFI の導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。



川西市中央北地区 PFI 事業について（つづき）

中央北地区での PFI 事業はこんなことをしています。

PFI 事業では、大きく次の3つの業務を PFI 事業者が、実施します。

①道路・公園の設計・施工・維持管理などの整備業務

地区内に整備予定の道路（せせらぎ遊歩道や豊川橋山手線など）や中央公園の設計、施工、維持管理を行います。

②市民参加、低炭素、エリアマネージメントなどのまちづくりコーディネート業務の設計・施工・維持管理

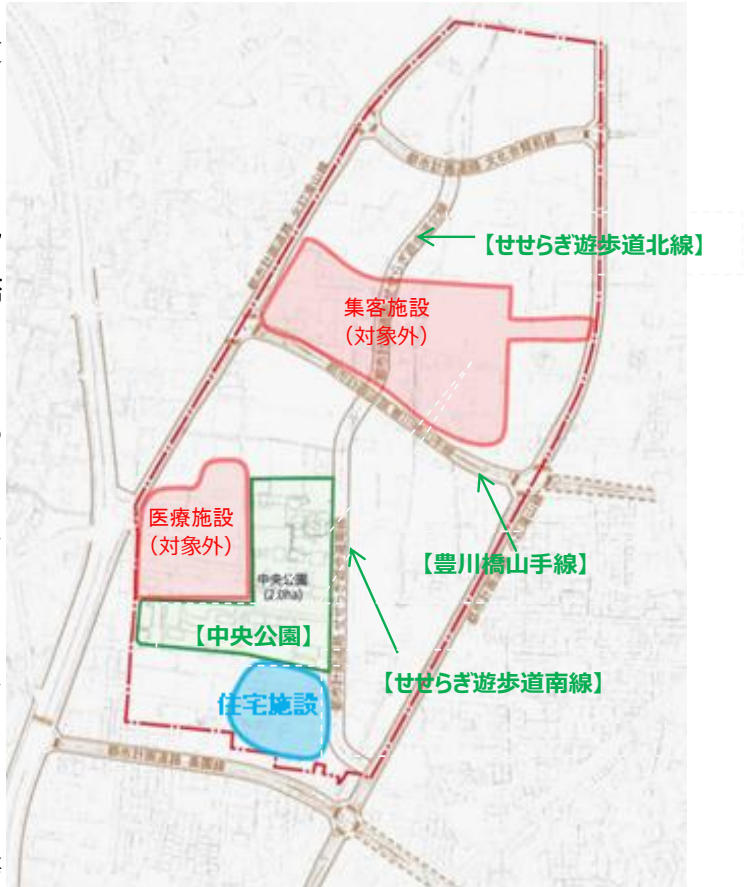
せせらぎ遊歩道や中央公園の設計・施工・維持管理について、ワークショップなどの市民参加を行いながら検討していきます。

川西市中央北地区低炭素まちづくり計画に基づいて、低炭素社会の実現のためのまちづくりを行っていきます。

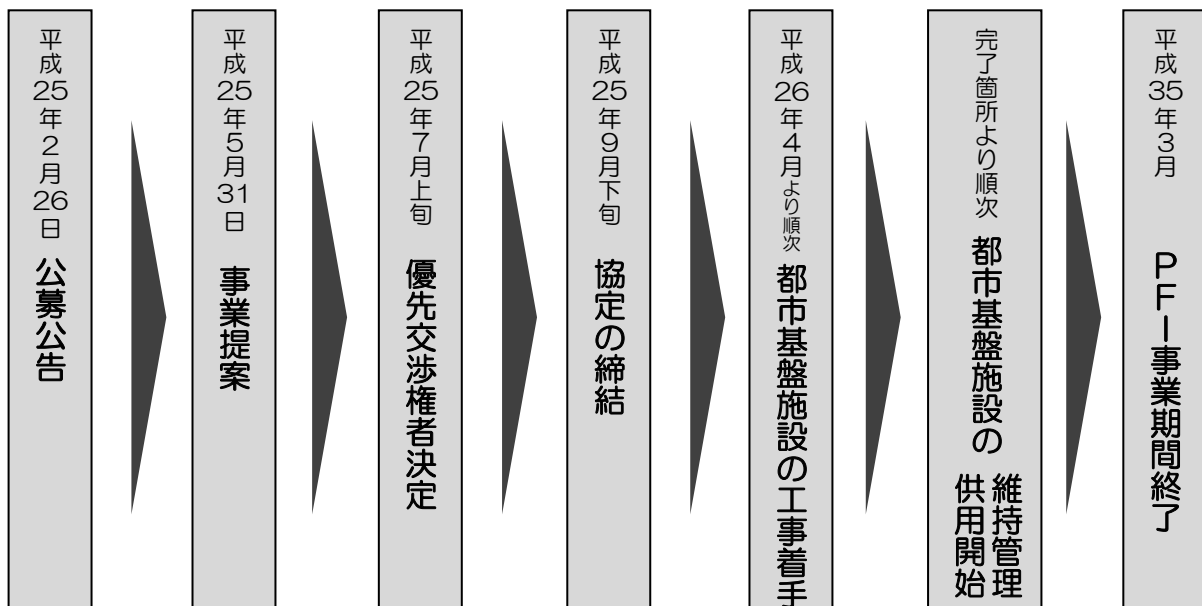
地区全体の付加価値向上などを目的としたエリアマネージメントを行っていきます。

③市関連用地の売却・住宅誘致などの業務

市等の用地について、売却を行い、住宅等を誘致していきます。



今後のスケジュール



中央北歴史コラム—ちょっとふるさと自慢（8）—

火打の文化—「^{ががく}雅楽」を次代に伝える —

昔は川西の主な村には、お祭りや神事・法要などの行事に、笛太鼓の囃子が伝承され奏でられてきました。火打にはそれを引き継ぎながら、「雅楽」を楽しむグループとして「火打雅楽同好会」が活動しています。グループの歴史は長く、少なくとも同好会としても百年は続いているそうです。市内各地にあった中で、唯一残った活動となっています。

「伝統文化である雅楽の素晴らしさを次代に伝えていきたい」と、大学生から八十歳代までの十二～三人が勝福寺（現在は改修工事中で八坂神社）に集まり、専門の先生に師事し、月2回練習会をされています。

楽器は笙（しょう）、篳篥（ひちりき）、龍笛（りゅうてき）などで、心を癒すような優雅でのびやかな音色が境内に広がります。

昨年、NHKの大河ドラマ「平家物語」に因んで、源氏ゆかりの川西市と平家の拠点である神戸市の交流を深めるイベント「ひょうごの源平サミット」が、2月5日、神戸市産業振興センター内ハーバーホールで開催されましたが、市長とともに、「火打雅楽同好会」が参加し、川西市の伝統芸能「火打雅楽」として演奏、披露されました。まさに、源氏の里としての、御家人衆からの文化と風土の香りを脈絡と伝える響きが奏でられました。

文化庁の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」がはじまり、地域では「火打雅楽同好会」と「火打布団太鼓保存会」が選ばれ、楽器の修理などの助成を受けることができました。これからも、この伝統文化を次の若い人たちに伝えていかなければなりません。練習の見学は自由とのことですので、一度のぞきに行ってみませんか。



（広報かわにし）



（神戸経済新聞）

低炭素まちづくり計画について

第3回 川西中央北エコまち協議会を開催しました

平成25年3月1日（金）に、第3回川西中央北エコまち協議会を開催しました。

内容につきましては、第2回協議会を10月26日に開催してからこの間までの経過として、低炭素まちづくり計画に関する国の基本方針発表や関連する中央北地区のPFI事業の説明をさせていただいた後、低炭素まちづくり計画最終案について確認をいただき、意見交換を行いました。また来年度以降の動きについても、まちづくり計画の詳細の運用基準等について、協議を行うことを確認しました。



中央北整備部からのお知らせ



今後の予定

3月

- 第4回中央北地区産業遺産あり方検討委員会
日時：平成25年3月22日（金）
午後1時～3時
場所：川西市役所 4階 庁議室

中央北整備部からのお願い

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

◆76条の許可申請が必要となる行為

- ①土地の区画形質の変更（切土、盛土）
- ②建築物その他の工作物※の新築、改築、増築
- ③重量5tをこえる、移動の容易でない物件の設置もしくはたい積



※工作物とは、建築基準法にいう「工作物」だけでなく、地上または地中に設置もしくは布設する全てのものが対象となります。（例：擁壁、フェンス、広告塔、給水施設、排水施設、ガス施設等）
☆建築行為等の制限に違反し、建築物の新築などをした者は、原状回復またはその建築物の除却を命じられることがあります。（権利の継承者に対しても同じ）

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL：072-740-1214 FAX：072-740-1330

日時：午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>